

令和4年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋市吾平ふれあいセンター（10 施設）
所在地	鹿屋市吾平町地内 14 施設
指定管理者	名 称： <u>美里吾平コミュニティ協議会</u> 代表者： <u>会長 前田 昭紀</u> 住 所： <u>鹿屋市吾平町麓 3408 番地 1</u> 連絡先： <u>58-6306</u>
モニタリングの実施経過	<input type="checkbox"/> 定例報告書（四半期毎）年 4 回 <input type="checkbox"/> 事業決算の確認 <input type="checkbox"/> 現地調査（毎月）年 12 回 <input type="checkbox"/> 利用者アンケート（随時実施）
担当部課 （問い合わせ先）	吾平総合支所住民サービス課 電話 58-7213 内線 5301
<p>【モニタリングの総合評価】</p> <p>【ふれあいセンター】</p> <p>施設の利用状況（開館日数、利用回数、利用者数）については、前年度に比較すると減っており、未だ新型コロナウイルス感染拡大防止に係る公共施設の利用制限のため、会議、イベントの中止や自粛により施設の利用は伸び悩んでいる。</p> <p>施設の管理については、指定管理者の美里吾平コミュニティ協議会から任された地元町内会が管理していることから、利用者は施設の予約・使用申請などが容易なため、サービスの向上が図られている。</p> <p>施設の管理経費については、令和3年度に比較するとほぼ横ばいで、指定管理委託料内に収まっている。</p>	

<p>【今後の業務改善に向けた考え方】</p> <p>《指定管理者が実施・検討する事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理料の効率的な執行、電気、ガス、水道料等の節減努力 <p>《施設所管課が実施・検討する事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央町地区ふれあいセンターの浄化槽の改修については、工事費が大きくなることが予想されるため、今後の管理を含め、地元町内会との協議が必要である。 	
---	--

(1) 基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）	
① 合目的性・公平性・効果性	コロナの影響があるものの、設置目的に沿って、地域住民のコミュニティ活動の場としての利用が図られている。また、利用者の利便性を考慮して、電話での仮予約受付など、市民が平等に利用できるための確保に努められた。
(2) 業務内容	
① 機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）	地域住民のコミュニティ活動の場として適切な機能を維持するため、清掃や設備の点検など適切に実施された。
② 責任性・実行性（施設の運営体制や組織）	指定管理者の美里吾平コミュニティ協議会が地元町内会とよく連携を取り合い、地域住民全体で除草作業をするなど施設を管理する体制がとれた。
③ 明瞭性・規律性（適正な事務や経理）	指定管理者である美里吾平コミュニティ協議会が施設の光熱水費、修繕料等、管理経費の適正な事務執行に努めた。
④ 安全性（安全管理、緊急時等の対応）	施設利用日の最終確認のほか、毎月定期的に見回りを行い、緊急時の連絡先を表示するなど安全管理に努めた。
⑤ 社会性（環境等への配慮）	利用者に対し張り紙等を行い節電に心掛けた。また、町内会住民による定期的な除草や、花壇の植え替え等環境美化活動も行っている。
(3) 事業収支	
① 経済性	電気料、燃料費の高騰等管理経費の増加が見込まれるため、今後も更に効率的な支出に努めていかなければならない。
(4) 団体の経営状態	
① 経営の健全性	指定管理者は任意の地域コミュニティ組織であり、市からの交付金で運営を行っており、非営利組織である。収支は黒字であり、経営は安定している。

施設概要調書

1 施設の概要

施設名	神野地区ふれあいセンター (吾平町麓 5290)	S61.2.28	所管課： 吾平総合支所 住民サービス課
	鶴峰東地区ふれあいセンター (吾平町上名 5985-5)	H16.11.25	
	鶴峰中地区ふれあいセンター (吾平町上名 531)	S58.2.15	
	鶴峰西地区ふれあいセンター (吾平町上名 3771-7)	H17.3.29	
	中央東地区ふれあいセンター (吾平町麓 2494-1)	H16.3.1	
	中央町地区ふれあいセンター (吾平町麓 3567-1)	S60.11.22	
	中央麓地区ふれあいセンター (吾平町麓 2910)	S61.3.15	
	中央西地区ふれあいセンター (吾平町上名 1600-2)	H16.12.21	
	下名東地区ふれあいセンター (吾平町下名 311-4)	H17.12.1	
下名西地区ふれあいセンター (吾平町麓 560)	H17.12.1		
所在地	上記のとおり	設置年月日：上記のとおり	
設置目的	市民が自主的に発意し、相互に協力しあって、市民自身の日常生活を創造し市民福祉の向上の場とすること。		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市吾平ふれあいセンター条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	神野 4,855 m ² 鶴峰東 955 m ² 鶴峰中 1,384 m ² 鶴峰西 1,703 m ² 中央東 1,409 m ² 中央町 812 m ² 中央麓 1,799 m ² 中央西 1,987 m ² 下名東 4,395 m ² 下名西 1,440 m ²
		延床面積	神野 1,119 m ² 鶴峰東 190 m ² 鶴峰中 268 m ² 鶴峰西 193 m ² 中央東 197 m ² 中央町 395 m ² 中央麓 173 m ² 中央西 193 m ² 下名東 195 m ² 下名西 195 m ²
		有料施設	
	事業概要	(1) 地域活性化のための話し合いの場、地域活動の拠点施設となっている。	

2 経済分析評価指標

① 事業収支	359 千円	④外部委託費比率	13.6%
②利用料金比率	2.0%	⑤利用者あたり管理運営コスト	519.1 円
③人件費比率	52.7%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	533.1 円

※ 小数点第2位四捨五入

3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	特に定めない（365日）	825日
開館時間	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時
事業開催	該当なし	該当なし

4 利用実績

項目		実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸出し利用回数	会議室他	数値として計上していない	916件
施設利用人数	会議室他	〃	12,986人
相談件数		〃	0件
講座参加者数		〃	0人
合計	総件数		916件
	総利用者数		12,986人

5 事業収支

(単位：千円)

項 目		実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
施設利用収入	会議室他	130	151
その他料金収入			
自主事業収入			
指定管理料		6,896	6,896
その他収入		470	458
収入計（A）		7,496	7,505
事業費			
人件費		3,680	3,537
修繕費		1,010	1,018
通信運搬費			
施設管理費			
印刷製本費			
光熱水費		1,090	1,028
委託料		1,023	914
保険料			
賃借料		40	40
手数料		65	54
消耗品費		50	38
燃料費		35	25
租税公課		70	61
予備費		433	
支出計（B）		7,496	6,715
収支（A）－（B）		0	790

指定管理者自己評価表

令和 5 年 6 月 12 日

指定管理者 美里吾平コミュニティ協議会

施設名 吾平ふれあいセンター

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	3・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	3・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	3・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	3・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	3・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	3・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	3・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	3・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	3・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	3・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	3・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	3・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・2・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・2・1
総合評価 (所感)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用手続きと安全、防犯、清掃等は町内会長に委託し適切に管理されている。 ・コロナウイルス感染対策に注意しながらの利用となっている為、施設の利用控えも多い現状である。 ・器具の故障については、その都度修繕している。 ・電灯については蛍光灯からLED灯に順次変更している。 	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。

(1) 基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）	
① 合目的性・公平性・効果性	設置目的に沿って、地域住民のコミュニティ活動の場としての利用が図られた。また、利用者の利便性を考慮して、電話での仮予約受付など、市民が平等に利用できるための確保に努められた。
(2) 業務内容	
① 機能性・独創性（事業への具体的な取組み方）	<p>地域住民のコミュニティ活動の場として適切な機能を維持するため、清掃や設備の点検など適切に実施された。</p> <p>加工員同士で相互に研修（新人研修や加工指導）、また月1回意志統一を図るための会議を実施している。また今後、郷土料理のレシピ集作成を検討し、伝統継承や地域を盛り上げる取り組みを企画している。</p>
② 責任性・実行性（施設の運営体制や組織）	指定管理者の美里吾平コミュニティ協議会と町内会がよく連携を取り合い、地域住民全員で施設を管理する体制がとれた。
③ 明瞭性・規律性（適正な事務や経理）	指定管理者である美里吾平コミュニティ協議会が施設の光熱水費、修繕料等、管理経費の適正な事務執行に努めた。
④ 安全性（安全管理、緊急時等の対応）	施設利用日の最終確認のほか、定期的な見回りを行い、緊急時の連絡先を表示するなど安全管理に努めた。
⑤ 社会性（環境等への配慮）	利用者に対し張り紙等を行い節電に心掛けた。また、町内会住民による定期的な除草や、花壇の植え替え等環境美化活動も行っている。
(3) 事業収支	
① 経済性	消費税の増税により管理経費の増加が見込まれるため、今後も更に効率的な支出に努めていかなければならない。
(4) 団体の経営状態	
① 経営の健全性	指定管理者は任意の地域コミュニティ組織であり、市からの交付金で運営を行っており、非営利組織である。

施設概要調書

1 施設の概要

施設名	下名地区生活改善センター		所管課：農政課	
所在地	鹿屋市吾平町下名72番地1		設置年月日：H2.8.1	
設置目的	農業経営技術の研修、村づくり農村生活環境の改善等を図るとともに、地域住民の連帯意識を高め、地域の総合的な発展を期するため			
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市吾平生活改善センター条例 鹿屋市吾平生活改善センター条例施行規則			
施設の概要	設備の概要	敷地面積		297㎡
		延床面積		163㎡
		《有料》		
		8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
	研修室	270	400	470
	生活改善調理 研修室	1時間当たり440		
	洗濯・乾燥	毛布、コタツ敷布及び布団類1行程につき650		
事業概要	地域の農業者及び地域住民の健康増進、地域連帯感の醸成並びに農村生活の改善合理化を図る。			

施設名	吾平地区生活改善センター		所管課：農政課	
所在地	鹿屋市吾平町麓3567番地1		設置年月日：S60.11.2	
設置目的	農業経営技術の研修、村づくり農村生活環境の改善等を図るとともに、地域住民の連帯意識を高め、地域の総合的な発展を期するため			
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市吾平生活改善センター条例 鹿屋市吾平生活改善センター条例施行規則			
施設の概要	設備の概要	敷地面積		812㎡
		延床面積		395.20㎡
		《有料》		
	調理室	1時間当たり440		
	事業概要	地域の農業者及び地域住民の健康増進、地域連帯感の醸成並びに農村生活の改善合理化を図る。		

施設名	神野地区生活改善センター		所管課：農政課	
所在地	鹿屋市吾平町麓5791番地1		設置年月日：H6.4.1	
設置目的	農業経営技術の研修、村づくり農村生活環境の改善等を図るとともに、地域住民の連帯意識を高め、地域の総合的な発展を期するため			
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市吾平生活改善センター条例 鹿屋市吾平生活改善センター条例施行規則			
施設の概要	設備の概要	敷地面積		819.30㎡
		延床面積		162㎡
		《有料》		
		8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
	研修室	270	400	470
	生活改善調理 研修室	1時間当たり440		

		洗濯・乾燥	毛布、コタツ敷布及び布団類 1行程につき650
	事業概要	地域の農業者及び地域住民の健康増進、地域連帯感の醸成並びに農村生活の改善合理化を図る。	

施設名	鶴峰地区生活改善センター		所管課：農政課
所在地	鹿屋市吾平町上名531		設置年月日：S58.2.15
設置目的	農業経営技術の研修、村づくり農村生活環境の改善等を図るとともに、地域住民の連帯意識を高め、地域の総合的な発展を期するため		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市吾平生活改善センター条例 鹿屋市吾平生活改善センター条例施行規則		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	1,384㎡
		延床面積	257.90㎡
		《有料》 (単位：円)	
		生活改善調理研修室	1時間当たり440
	洗濯・乾燥	毛布、コタツ敷布及び布団類 1行程につき320	
事業概要	地域の農業者及び地域住民の健康増進、地域連帯感の醸成並びに農村生活の改善合理化を図る。		

2 経営分析評価指標

① 事業収支	378,839円	④ 外部委託費比率	13.2%
② 利用料金比率	8.6%	⑤利用者あたり管理運営コスト	5,508.1円/一人
③ 人件費比率	46.6%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	5,260.8円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

3 運営状況

項目	実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
開館日数	特に定めない(365日)	370日
開館時間	8:30~22:00	8:30~22:00
事業開催		定例会議 消防点検 施設・設備点検 施設内外清掃

4 利用実績

項目	実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
貸し室等利用回数		490件
施設利用人数		1,425人
相談件数		0件
講座参加者数		0件
合計		1,425人

5 事業収支

(単位：千円)

項目	実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
貸し室等利用収入	777	756
その他料金収入		
自主事業収入		
指定管理料	5,706	6,712
その他収入		
収入計(A)	6,483	7,468
事業費		
人件費	3,407	3,277
修繕費	578	783
通信運搬費	91	217
施設管理費		
印刷製本費		
光熱水費	896	907
委託料	827	961
保険料		
租税		
雑費		
管理費	684	1,067
支出計(B)	6,483	7,212
収支(A) - (B)	0	256

指定管理者自己評価表

令和 5 年 5 月 25 日

指定管理者 美里吾平コミュニティ協議会

施 設 名 吾平生活改善センター

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	3・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	3・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	3・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	3・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	3・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	3・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	3・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	3・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	3・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	3・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	3・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	3・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・2・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・2・1
総合評価 (所感)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員の適切な指示のもと、衛生・安全・防犯の対策が適切になされている。 ・ コロナウイルス感染対策に注意しながらの利用をお願いしている。 ・ 高齢者の利用控えもあり利用が減少している。 	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。